

京都市告示第335号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和5年9月22日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	寄附金税額控除の対象となる期間
独立行政法人国立文化財機構に対する寄附金	東京都台東区上野公園 13番9号	当該法人の主たる目的である業務 (京都市の区域外における業務を除く。)	令和5年1月1日以後

(行財政局税務部税制課)